

## ⑪ 笠間市まちづくり市民活動助成事業を募集します



申・問 市民活動課(内線 133)

NPO 法人をはじめとした民間団体と大学や企業等との協働を推進し、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対して助成金を交付します。

**応募資格** 次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っているもの
- (2) (1)の活動を自主的に行い、継続して行う見込みがあるもの
- (3) 活動拠点が市内にあり、地域の発展に貢献する活動を行うもの
- (4) 他の地域、民間活動のモデルとなるもの
- (5) 構成員が5人以上で、半数以上が市内に居住または通勤若しくは通学しているもの

※ただし、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体、当該年度に市が実施する他の補助制度により補助を受けている事業、過去に地域活性化事業において助成を受けている場合(過去の実施事業と明らかに違う場合は除く。)については、助成対象外とします。

### 対象事業

事業区分	事業内容	補助率	助成金の額
自立促進事業	市民活動団体の設立や法人化など、市民活動団体の自立をめざす事業	全額 (1団体1回限り)	限度額 10万円
地域活性化事業	市内外からの集客を目的に、創意と工夫をもって取り組む事業	事業費の3分の2以内の額または30万円以内のいずれか少ない額	限度額 30万円/単年 45万円/2年継続(2か年合計額) 60万円/3年継続(3か年合計額)
	市民交流を促進するために効果的な事業		
	地域資源を効果的に活用した個性的なまちづくり事業		

**申込方法** 必要書類を提出して、書類審査(1次)およびプレゼンテーション(2次:5月下旬)後に決定します。※書類は市ホームページよりダウンロードまたは窓口でも配付しています。

**申込期限** 5月21日(金)

## ⑫ 笠間市創業支援事業の補助を行います



申・問 商工課(内線 510)

市内で創業や第二創業する方を対象に必要な店舗等購入費、設備投資に対し補助金を交付します。

**補助対象** 当該年度内に店舗の新築または空き店舗等(3か月以上使用されていない店舗等、または建築後1年以上経過している施設)を利用した創業、または第二創業を行う方

**補助対象経費** (1)～(4)の合計額が50万円以上のものが対象となります。

- (1) 新築、改装等の工事費 (2) 店舗等の購入費
- (3) 給排水、空調等の設備費(パソコンなどの備品類は対象外となります。)
- (4) その他市長が特に必要と認めた経費

### 補助金の交付額と限度額

- (1) 基礎分：補助対象経費の2分の1に相当する額(上限30万円)
- (2) 加算分：次に該当する場合は、それぞれ10万円加算。  
(ア) 笠間市立地適正化計画に規定する都市機能誘導区域で創業または第二創業を行う場合  
(イ) 申請日時時点で笠間市外に住所があり、実績報告までに笠間市に転入した場合

※補助金の交付回数は、補助事業者ごとに1回を限度とします。詳しくは、市ホームページまたは商工課までお問合せください。

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>

7ページ

2021-0506